

令和8年度山梨県障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業費補助金 FAQ

1 障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業について

番号	質問	答
1	休止中の施設・事業所は補助対象になりますか。	休止中の施設・事業所は補助対象になりませんが、申請時点で再開している場合は補助対象になります。
2	1つの事業所・施設において、対象事業所・施設の指定を複数受けている場合(訪問系、多機能型、居住系)は、定員数などはどのように算出しますか。	1月あたり延べ訪問回数、延べ利用者数、定員数については、主たるサービスに他のサービス分を合算して算出してください。
3	自分の事業所が補助の対象かどうか知りたい場合はどうすれば良いですか。	事務局までお問合せください。
4	施設の定員数はいつの時点を基準としますか。	令和8年4月1日を基準とします。
5	施設の空床利用により短期入所を実施している場合、当該利用者数について補助対象になりますか。	施設の空床利用により短期入所を実施している場合、元の施設に対して定員数に応じた補助が行われることから、空床利用の利用者分については補助対象になりません。
6	居宅介護事業所等の1月あたり延べ訪問回数はいつの時点を基準としますか。	令和7年10月サービス提供分から令和8年3月サービス提供分の平均値により判断します。
7	通所系サービスの1月あたり延べ利用者数はいつの時点を基準としますか。	令和7年10月サービス提供分から令和8年3月サービス提供分の平均値により判断します。
8	各サービスの事業実績について、県はどのように確認するのですか。	厚生労働省から提供されるデータにより確認します。 事業所の認識と相違がある場合は、請求データ等を提出していただき判断します。
9	定員数、事業実績がわからない場合はどうすれば良いですか。	事務局までお問合せください。

令和8年度山梨県障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業費補助金 FAQ

1 障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業について

番号	質問	答
10	補助金額はいくらですか。	本補助金の交付要綱及び実施要綱を参照してください。
11	補助対象経費の例示として、「燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費」とありますが、いつまでの経費が対象になりますか。	期限の定めはありませんが、交付決定後から事業完了報告期限(令和8年10月30日)までに完了(購入)していただく必要があります。
12	過去に購入したものは補助対象になりますか。	補助金交付決定前に購入したものは、補助対象になりません。
13	購入する物品等の上限額はありますか。	本補助金は、介護サービスを円滑に継続するための支援が目的であり、資産形成の支援を目的とした事業ではないことから、単品で取得費用が30万円以上となる物品等は補助対象外です。 なお、複数の物品を組み合わせると30万円以上となる場合は、補助上限額の範囲で対象となります。

令和8年度山梨県障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業費補助金 FAQ

2 補助金交付申請手続きについて

番号	質問	答
1	申請はどのようにして行いますか。	申請書に必要な書類を添付し、メールで事務局まで提出してください。 詳しくは、申請要領1ページの「2 補助金交付申請手続き」を参照してください。
2	申請書様式1-2「障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業に関する事業実施計画書」の「支出予定額」について、どの科目に記載すればよいのかわかりません。	科目の該当例は以下のとおりです。 需用費: 消耗品費、燃料費、食料費など 備品購入費: 上記以外の物品(発電機、ヒーターなど)購入費など 役務費: 有料道路通行料など 委託料: 食事の準備を委託している場合の委託料など 使用料及び賃借料は該当が無いと思われませんが、判断に迷った場合は、事務局までお問い合わせください。
3	事業計画書の用途・品目・数量等の記載については、例えば、「鶏卵〇〇円/パック×100」といった内容でよいですか。	そのような記載で構いません。
4	見積書は、例えばスーパーの食品に見積書を求めなければならないのでしょうか。	実施計画を策定する際に必要となる場合は、徴取してください。県への見積書の提出は必要ありません。

令和8年度山梨県障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業費補助金 FAQ

3 交付決定について

番号	質問	答
1	申請後、いつ交付決定通知書が送付されますか。	交付申請書の内容が適正であることが確認できてから、概ね1か月後を目途に交付決定通知書を送付します。
2	申請すれば必ず補助を受けられますか。	本補助金は決められた予算の範囲内で交付しますので、予算上限額を上回る申請があった場合、申請受理後に「予算上限額を超過」したことを理由に交付決定を行わない場合もあります。

令和8年度山梨県障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業費補助金 FAQ

4 事業の実施について

番号	質問	答
1	交付決定となる前に購入したものについても対象となりますか。	交付決定前に購入されたものは対象となりません。
2	対象となる経費は物価高騰分ではなく、かかった費用全体ということですか。	物価上昇分(例えば、今年の去年の価格の差分)のみではなく、購入費全体が補助対象となります。

令和8年度山梨県障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業費補助金 FAQ

5 事業内容の変更について

番号	質問	答
1	交付申請書に添付した事業計画書の内容と実際に購入するものが変わった場合は、どうしたらよいですか。	変更承認申請が必要となる場合があります。 申請要領2ページの「5事業内容の変更」を参照してください。

令和8年度山梨県障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業費補助金 FAQ

6 実績報告について

番号	質問	答
1	実績報告書には、見積書や領収書等の添付は必要ですか？	実績報告書に見積書や領収書等の添付は不要です。 しかし、必要に応じて県から提出を求める場合があります。提出を求められ際は速やかに提出できるよう保管しておいてください。 なお、保存期間は5年です。

令和8年度山梨県障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業費補助金 FAQ

7 補助金額の確定・支払いについて

番号	質問	答
1	補助金はいつごろ支払われますか。	実績報告書の受理後内容を審査し、問題が無ければ、受理から1か月後を目途に、申請時に報告していただいた口座に振り込みます。

令和8年度山梨県障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業費補助金 FAQ

8 文書の保管について

番号	質問	答
1	申請書の控えやレシートなどは保管の必要がありますか	事業終了後5年間は保存しておいてください。

令和8年度山梨県障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業費補助金 FAQ

9 検査について

番号	質問	答
1	事業実施報告書の提出後に確定検査はありますか。	ありません。 ただし、会計検査の対象となる場合がありますので、事業実施後、5年間は資料等を保存するようお願いします。
2	事業を実施した際に、事業計画書の内容から減額や品目の変更等があった場合はどうすれば良いですか。	他の補助金と同様に購入する食材の変更など軽微な事業内容の変更であれば、変更承認の手続きは不要です。 ご不明な点がございましたら、事務局にお問い合わせください。

令和8年度山梨県障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業費補助金 FAQ

10 交付決定の取消等について

番号	質問	答
1	交付決定が取り消されることはありますか。	事業終了後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の交付決定を取り消すと同時に、期限を定めて返金を指示します。

令和8年度山梨県障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業費補助金 FAQ

11 問い合わせ先について

番号	質問	答
1	申請に関する不明点等はどこに相談すれば良いですか？	事務局あて電話又はメールにてお願いします。 問合せ先は申請要領5ページの「12 お問い合わせ先」を参照してください。